

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会
介護福祉士修学資金等貸付(介護福祉士実務者研修受講資金貸付)要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会（以下「本会」という。）介護福祉士修学資金等貸付規程第11条の規程に基づき、実務者研修施設に在学する者に受講資金を貸付け、もって質の高い介護福祉士の養成確保に資することを目的とし、その受講資金の貸付けに関し必要な事項を定める。

(貸付けの対象)

第2条 受講資金の貸付対象は、次の各号に該当する者とする。なお、本会が実施する介護福祉士修学資金及び社会福祉士修学資金と重複して貸付けを受けることはできないものとする。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第2号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した実務者研修施設（以下「実務者研修施設」という。）において在学する者とする。

(2) 実務者研修を修了後、沖縄県内等（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。また、東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。以下同じ。）以外の都道府県において貸付けを受け、被災県において業務に従事する場合は沖縄県内とする。以下「沖縄県内等」という。）の指定された施設等において介護等の業務に従事しようとする者とする。

(3) 実務者研修を修了後1年以内に行われる介護福祉士国家試験を受験できる者

(介護等の業務)

第3条 この貸付要領において、介護等の業務とは、実務者研修を修了後に、指定された施設等において介護福祉士として業務に従事することをいう。

(貸付額)

第4条 貸付額は、200,000円以内とする。ただし、同一の貸付対象者に対し、1回限りとする。

(貸付期間及び利子)

第5条 貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間とし、原則として正規の受講期間とする。

2 受講資金の利子は、無利子とする。

(貸付けの申請)

第6条 貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を本会会長に提出しなければならない。

(1) 申請書（第1号様式）

(2) 申請者が従事する介護施設や事業所等の長の推薦書（第2号様式）。ただし、介護施設や事業所等の長からの推薦が取れない場合には、実務者研修施設の長の推薦も可とする。

(3) 住民票（申請者）

(4) 実務者研修施設の受講証明書

(5) 所得証明書等（連帯保証人）

(6) その他、本会会長が必要と認める書類

（連帯保証人）

第7条 申請者は、連帯して債務を負担する連帯保証人を立てなければならない。ただし、連帯保証人は成年者で独立の生計を営む者でなければならない。

2 申請者が未成年であるときは、連帯保証人は法定代理人とする。ただし、その法定代理人が無収入又は低所得者である等の理由により保証能力に支障があると認める場合は、別に連帯保証人を立てるものとする。

3 契約後、連帯保証人を変更又は追加しようとするときは、連帯保証人変更・追加申請書（第13号様式）を本会会長に提出しなければならない。

4 本会会長は、前項に規定する申請があったときには、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

（貸付審査会の設置）

第8条 適正な貸付けを行うため、貸付審査会（以下「審査会」という。）を設置し、貸付けの可否の審査を行い、本会会長へ報告するものとする。なお、審査会の運営方法等については、本会会長が別に定めるものとする。

（審査結果の通知）

第9条 本会会長は、前条の審査会の報告を受け、貸付けの可否を決定し、通知するものとする。

（貸付けの契約）

第10条 貸付けの決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、次の各号に掲げる書類を前条の通知を受けた日から14日以内に本会会長へ提出しなければならない。

(1) 消費貸借契約書（第3号様式）

(2) 振込口座申請書（第4号様式）

(3) 印鑑登録証明書（借受人、法定代理人、連帯保証人）

(4) その他、本会会長が必要と認める書類

2 特段の事情がなく期間内に前項までに規定する当該書類の提出がない借受人は、受講資金の貸付けを辞退したものとする。

（貸付金の交付）

第11条 本会会長は、借受人から前条に規定する書類の提出があったときは、当該貸付決定に係る受講資金（以下「貸付金」という。）を交付するものとする。

2 貸付金の交付は、一括して交付する。

（貸付契約の解除）

第12条 本会会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付契約を解除するものとする。

（1）実務者研修施設を退学したとき。

（2）心身の故障のため受講を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

（3）学業成績が著しく不良になり、正規の受講期間内での修了ができないと認められるとき。

（4）死亡したとき。

（5）貸付期間中に借受人から貸付契約の解除を申し出たとき。

（6）その他、貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 借受人が前項に該当する事由が生じたときには、在学する実務者研修施設の長の承認を得た退学・辞退届（第6号様式）を直ちに本会会長に提出しなければならない。なお、前項第4号に該当する場合にあっては、連帯保証人は退学・辞退届（第6号様式）及び死亡届（第14号様式）に当該事実を証明する書類を添えて本会会長に提出しなければならない。

3 本会会長は、前項に規定する届出があったときは、契約の解除及び受講資金の返還等について通知するものとする。

（返還債務の当然免除）

第13条 本会会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付金の返還の債務を免除するものとする。

（1）介護福祉士国家試験を受験後1年以内に介護福祉士登録を行い、沖縄県内等の指定された施設等において介護等の業務に従事し、かつ2年間（在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上）引き続きこれらの業務に従事したとき。なお、同時に2以上の施設等において業務に従事した場合でも、いずれか1施設等の従事期間を計算するものとする。

（2）前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった又は国家試験に合格できなかった場合であって、本会会長が借受人からの再受験意思確認書（第15号様式）に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合には、実務者研修を修了した日を実務者研修の修了した日の翌々年の国家試験に合格した日に読み替えるものとする。

3 当該資格の登録を行った者が、介護等の業務に従事することができなかった場合であって、実務者研修を修了した日から1年以内に介護等の業務以外の職種に採用された者については、借受人からの業務従事意思確認書（第10号様式）に基づき当該業務に従事する意思が

あると認められた場合は、「実務者研修を修了した日から1年以内」を「実務者研修を修了した日から2年以内」と読み替えるものとする。

- 4 従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、沖縄県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することとする。
- 5 借受人は、第1項に規定する各号のいずれかに該当し、免除を申請するときは、返還免除申請書（第12号様式）に当該事実を証明する書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。
- 6 本会会長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

（返還の債務の履行猶予）

第14条 本会会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する期間、返還の債務の履行を猶予するものとする。

（1）貸付契約を解除された後も引き続き当該実務者研修施設に在学している期間、又は当該実務者研修を修了後、さらに他種の養成施設（本会が実施する介護福祉士修学資金貸付要領第2条に規定する養成施設に限る。）において修学している期間

（2）沖縄県内等の指定された施設等において介護等の業務に従事している期間又は、災害、疾病、負傷、その他やむを得ないと会長が認める事由がある場合

- 2 借受人は、前項の各号のいずれかに該当し、猶予を申請するときは、返還猶予申請書（第9号様式）に当該事実を証明する書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。
- 3 本会会長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

（返還の債務の裁量免除）

第15条 本会会長は、借受人又は連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

（1）死亡し、又は障害により債務の返還をすることができなくなったときは、返還の債務の額の全部又は一部

（2）長期間所在不明となっている場合等、債務を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の額の全部又は一部

（3）1年以上の期間、沖縄県内等の指定された施設等において介護等の業務に従事したときは、返還の債務の額の一部。ただし、1年以上の介護等の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、又は特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しない。

- 2 借受人又は連帯保証人は、前項に規定する各号のいずれかに該当し、免除の申請をするときは、返還免除申請書（第13号様式）に当該事実を証明する書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。

- 3 本会会長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。
- 4 裁量免除の額は、沖縄県内等の指定された施設等において介護等の業務に従事した月数を、24で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）に返還の債務の額を乗じて得た額とする。

（返還）

第16条 借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から債務を返還しなければならない。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 実務者研修を修了した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録をせず、沖縄県内等の指定された施設等において介護等の業務に従事しなかったとき。
- (3) 沖縄県内等の指定された施設等において介護等の業務に従事する意思がなくなったとき。（業務従事届（第7号様式）の未提出の場合も含む）
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

（返還期間及び返還方法）

第17条 前条の債務の返還期間は、1年6ヶ月以内とする。

- 2 前条の債務の返還方法は、月賦払いとし、支払金額は、債務額を支払月で割り出した金額とする。ただし、割り切れない端数額は最終回に振り分けるものとする。

（従事期間）

第18条 貸付金の返還免除及び猶予期間となる従事期間については、沖縄県内等の指定された施設等において介護等の業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数として取り扱うものとする。

（延滞利子）

第19条 本会会長は、借受人が正当な理由がなく、債務を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を免除することができるものとする。

（届出義務）

第20条 借受人又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該書類を直ちに本会会長に届出なければならない。

- (1) 借受人が実務者研修を修了したときは、修了証明書の写し
- (2) 借受人が介護福祉士登録をしたときは、介護福祉士登録証の写し

- (3) 借受人が沖縄県内等の指定された施設等において介護等の業務に従事したときは、業務従事届（第7号様式）
- (4) 借受人が業務従事先を変更したときは、業務従事届（第7号様式）及び業務従事期間証明書（第9号様式）
- (5) 借受人又は連帯保証人の住所、氏名、電話番号、勤務先に変更があったときは、住所・氏名・連絡先等変更届（第5号様式）
- (6) 借受人が業務従事期間中に休職又は復職したときは、休職・復職届（第11号様式）
- (7) 実務者研修を修了時に、介護福祉士国家試験の受験資格がないときは、業務従事届（第7号様式）

2 本会会長は、借受人及び連帯保証人に対し、前項に規定する届出書類のほか、貸付けの目的を達成するために必要な書類等の提出及び報告を求めることができるものとする。

（個人情報の取扱い）

第21条 本会会長及び実務者研修施設は、受講資金に基づく一切の個人情報を申請者（借受人）と連帯保証人の不利益とならないよう取り扱わなければならない。ただし、業務上必要な最低限度の範囲内において、相互に情報を交換・共有できるものとする。

（様式）

第22条 介護福祉士実務者研修受講資金貸付に係る申請及び届出書類の様式は、次のとおりとする。

- 第1号様式 申請書
- 第2号様式 推薦書
- 第3号様式 消費貸借契約書
- 第4号様式 振込口座申請書
- 第5号様式 住所・氏名・連絡先等変更届
- 第6号様式 退学・辞退届
- 第7号様式 業務従事届
- 第8号様式 返還猶予申請書
- 第9号様式 業務従事期間証明書
- 第10号様式 業務従事意思確認書
- 第11号様式 休職・復職届
- 第12号様式 返還免除申請書
- 第13号様式 連帯保証人変更・追加申請書
- 第14号様式 死亡届
- 第15号様式 再受験意思確認書
- 第16号様式 修学意欲・就労意思確認書

（雑則）

第23条 この貸付要領の施行に関して必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この貸付要領は、平成21年4月16日から施行する。

附 則

この貸付要領は、平成21年9月17日から施行し、平成21年4月1日より適用する。

附 則

この貸付要領は、平成24年8月28日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

附 則

この貸付要領は、平成25年10月22日から施行し、平成25年4月1日より適用する。

附 則

この貸付要領は、平成27年3月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この貸付要領は、平成28年1月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この貸付要領は、平成28年5月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行以前に貸付けを行った者の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この貸付要領は、平成28年5月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行以前に貸付けを行った者の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この貸付要領は、平成29年2月22日から施行し、平成28年10月1日から適用する。
- 2 この要領の施行以前に貸付けを行った者の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この貸付要領は、平成29年4月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行以前に貸付けを行った者の取扱いは、なお従前の例による。